日本遺産「究極の雪国とおかまち－真説！豪雪地ものがたり－」
YouTuber 等招聘業務委託仕様書

1　業務目的

本業務は、旅行者（インバウンド）を対象とし、当市の日本遺産「究極の雪国とおかまち－真説！豪雪地ものがたり－」のストーリーやその世界観に触れ、当地域の雪国文化への理解を深める旅行体験の様子を動画コンテンツとして発信する。単なる観光スポットの紹介ではなく、「旅の過程」「地域での楽しみ方」「人とのふれあい」などを通じて、視聴者に本市での旅行を具体的にイメージし、「こんな旅をしたい」と思ってもらうことを狙いとし、観光の誘客促進を目的とする。

2　定義

本業務で用いられる用語の定義は下記の通りとする。

（１）テーマ

YouTuber 等インフルエンサーは、「スノウリッチツーリズム／Snow Rich Tourism」をテーマにした発信を行う。

（２）スノウリッチ／Snow Rich

日本遺産「究極の雪国とおかまち－真説！豪雪地ものがたり－」に書き綴られた雪国の魅力を詰め込んだ言葉。雪の量とそれがもたらす恵みの豊富さや、雪を生かし、雪を友とする暮らしの豊かさなどを表現している。

（３）スノウリッチツーリズム／Snow Rich Tourism

Snow Rich を体感し、心をリッチにする旅。

（４）文化観光拠点施設

十日町市博物館、越後妻有交流館キナーレ、まつだい雪国農耕文化村センター（農舞台）、越後松之山「森の学校」キョロロ、清津峡渓谷歩道トンネル

（５）スノウリッチ＊スポット（別紙１）

日本遺産「究極の雪国とおかまち－真説！豪雪地ものがたり－」のストーリーを活用して、商品やサービスを提供している施設。

3　業務内容

（１）企画立案

- 対象視聴者（訪日外国人）の興味関心を踏まえた動画のコンセプト設計
- 地元の特性・文化・自然・体験コンテンツ等を取り入れた旅のシナリオ構成
- 撮影ルート・撮影スケジュールの提案

（２）YouTuber 等インフルエンサーの選定・招聘

- 情報発信のメインターゲットである台湾人に影響力のある在日台湾人 YouTuber 等の選定

• 招聘・スケジュール調整・渡航手続き等の実施
• 本市の魅力を適切に発信できる内容を共有し、出演・制作内容について事前合意を図ること

（３）撮影・編集・公開
• 本市内における旅行体験の様子の撮影（１泊２日間想定）
• YouTube 等の動画プラットフォームへの公開（委託者確認の上）
• 公開後の再生数・反響データの報告

（４）その他
上記のほか、業務目的を達成するうえで有効な独自の企画がある場合は積極的に提案すること。

4　成果品（報告書）の納入

（１）納入期限
令和８年３月 19 日（木）

（２）成果品
① 実績報告書
業務実施内容及び閲覧数等の業務成果の詳細
② 情報発信の内容、回数、成果等が確認できる資料
投稿画面のコピー等
③ 文化観光体験の記録
本業務で行った文化観光体験の様子を撮影した写真または映像
④ 投稿に使用した資料
投稿に使用した画像、映像、コピー

（３）納入場所
十日町市文化観光推進協議会事務局（十日町市産業観光部文化観光課内）

5　著作権等の取扱い

（１）成果物に係る著作権は、受託者に帰属するが、その使用方法等については委託者と協議する。

（２）受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合生じる問題の責任は、受託者が負うものとする。

（３）投稿は事業を実施した翌年度から起算して５年間は削除や非公開の設定をしてはならない。

（４）委託者は、「１　業務の目的」の実現に向け、同目的の範囲において、委託者は受託者と協議の上、成果物を転用、二次使用（印刷物の制作、ホームページへの掲載等）できるものとする。

６　その他

（１）受託者は、業務を実施するに当たり、業務統括責任者を置くこと。

（２）受託者は、業務の進捗状況について、委託者から求めがあった場合は、随時報告することと。

（３）　仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。